

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和8年（2026年）3月

水上村

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	水上村の位置及び農業の現状と課題	1
2	農業構造の流れ	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
4	推進のための指導方針	4
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営 農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の指標	9
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事 項	10
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標	11
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
3	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	12
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	農業経営基盤強化促進法第 18 条の協議の場の設置方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条 3 項第 1 号に掲げる事 業に関する事事項	13
2	利用権の設定等の推進事項	14
3	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	14
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	14
5	球磨地域農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委 託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	17
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	18
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18
8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 水上村の位置及び農業の現状と課題

水上村は、熊本県の東南端に位置し、東西へ6 km、南北へ19 kmの総面積192.1 km²の農山村で、その約92%を山林が占めている。市房山をはじめとして、江代山、白鳥山、高塚山など1,500mを超える山々が村境になって連なり、九州山地の一角を形成している。

平地は人吉盆地の東北端にあたる岩野地区の一部と市房山山麓に広がる湯山地区中央部に限られ、平坦な耕地は少ない。

本村の農業は、中山間地に散在する水田を利用した水稻、野菜及び畜産などの複合経営や山間地を活用した樹園地の典型的な中山間地農業形態であるが、経営の振興を図るため、一部の農家で導入が図られた、園芸作物（メロン、イチゴ等）については、本村の基幹作物として定着し、規模拡大や高品質化が進み他産業並みの所得を上げている優れた農業経営者も多く育っている。

しかしながら、本村の農家1戸当たりの平均耕地面積は1.3 haと零細であり、加えて農業従事者の高齢化や後継者不足による離農・規模縮小が進んでいる。

さらに、近年多発している獣類被害は、有害鳥獣の行動範囲の拡大と共に農作物等への被害が後を絶たない状況にあり、このことが農業者の生産意欲を減退させ遊休農地の増加につながる事が懸念されている。

2 農業構造の流れ

本村の農業構造については、専業農家の減少もさることながら兼業農家も減少傾向にあり、総農家数、農業就業人口ともに減少し高齢化が進んでいる。

また、農産物価格の低迷などが農業従事者の農業に対する意欲の低下につながっており、これらの環境変化に対応できる新たな農業経営の展開が求められている。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

このような状況の下、認定農業者等を中心として、水稻、園芸作物、畜産等を核とした複合経営を目指す農家や、稲作と農作業の受委託による経営規模拡大を目指す農家とが併存するという2極分化の方向にある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の振興の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

また、SDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図る。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、本村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の振興をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産

業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり/概ね300万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

（2）目標を達成するための施策の施策

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

本村は、将来の本村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の振興を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤の強化を促進するための施策を集中して実施する。

球磨地域農業協同組合、農業委員会、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課、水上村認定農業者会等が参画して組織する水上村農業再生協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

併せて、経営の基盤となる農地や施設等を次世代に引き継ぐため、熊本県農業経営・就農支援センター（「以下、支援センター」）を活用し、経営継承の啓発及び推進を図る。

また、意欲ある農業者等に対しては、営農診断、営農改善方策など農業経営改善計画の作成について、指導・助言を行い認定農業者への誘導を図るとともに、支援センターのフル活用による、戦略的な農業経営を行う担い手の育成を図る。

併せて、地域農業の維持、発展をけん引する人材の育成を推進する。

さらに、本村の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請を推進し、女性認定農業者の経営参画を図る。

認定農業者に対しては、期間満了の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の目標達成に向けて、専門家による助言・指導、生産技術や経営の指導を行う。また、経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供と併せて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行う。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならずその他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

農業経営の法人化については、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行いながら、専門家による課題や問題点解決などの指導・助言を行う。また、農地所有適格法人に対しては先進事例研修会や労務管理などの課題解決に向けた研修会を通じながら、さらには6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組みを支援する。

新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する企業等につい

ては、農業委員会、球磨地域農業協同組合、水上村農業再生協議会等の関係機関や関係団体と連携協力して、参入する地域や農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行う。

イ 地域営農組織の育成

担い手が不足している地域での、地域営農組織の設立や法人化の促進を図る。

その中で、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、集落を単位に機械の共同利用などを行う生産組織や農作業受委託組織などと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進を一体化させて、地域営農組織の育成を推進する。

また、収益性の高い新規作物の導入支援や経営の多角化や組織の再編・統合を通して、経営基盤の強化を支援する。

ウ 農地の効率的な利用の促進

利用集積を円滑に推進するため、担い手農業者に集積すべき農地面積の目標を設定すると共に、公益財団法人熊本県農業公社との連帯強化を図り、農地中間管理事業などを活用しながら、利用権の設定や所有権の移転を促進する。

併せて、農地を「売りたい」、「貸したい」といった要望に対し、情報をデータベース化し、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（くまもと水土里GIS）の利活用の推進を図る。

エ 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

担い手の経営基盤の強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成として、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細かな支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組み強化を図る。

担い手の減少や労働力不足が一層見込まれる中、スマート農業・DX技術の実装加速化を推進し、農地や農業用施設等の生産基盤強化などに取り組み、生産性の向上を図る。

また、自然災害、病害虫、家畜伝染病などの農業生産におけるリスクの高まりに対しては、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化や、病害虫・家畜伝染病の発生予防・まん延防止の対応強化などに取り組み、持続可能な生産体制の確立を図る。

オ 中山間地域等の農村活性化

収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用を後押しし、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得の確保を図るとともに、農地や農村社会の維持・継続のための担い手育成に取り組む。

また、中山間地域は野生鳥獣による被害の多発が懸念される地域であることから、地域ぐるみで「生息環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせた対策を推進するとともに、捕獲されたイノシシやシカ等の野生鳥獣は地域資源として活用する「くまもとジビエ」の利活用を推進する。

4 推進のための指導方針

本村は、水上村農業再生協議会において、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課の協力を受けながら、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本村新規就農者は令和7年12月末現在、2人であり、従来からの基幹作物であるイチゴの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

新規農作物栽培での就農者を支援すべく、農業委員会、球磨地域農業協同組合、水上村農業再生協議会等の関係機関や関係団体と連携協力して、相談から生産拡大までの総合的な支援を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標490人を踏まえ、本村においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得主たる従事者1人当たり240万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた水上村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や公益財団法人熊本県農業公社による紹介、技術・経営面については熊本県県南広域本部球磨地域振興局農業

普及・振興課や農地利用最適化推進委員、球磨地域農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 岩野地区

従来からの基幹作物である水稻を栽培する岩野地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（5人程度）を重点的に進め、球磨地域農業協同組合等と連携し、水稻の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 湯山地区

新規就農施策を重点的に推進（5人程度）する地区とし、イチゴ栽培の先進地から講師を招いての実践的講義の実施や先進地視察・研修、球磨管内に所在する高等学校や熊本県球磨農業研究所と連携しての加工品の開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に湯山地区がイチゴの一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 類型設定の基準

- ア 目標年次・・・令和13年(2031年)
- イ 目標農業所得・・・主たる農業従事者1人当たり概ね300万円以上
- ウ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度

[家族経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + イチゴ	〈作付面積等〉 水稲＝ 180a イチゴ＝ 25a 〈経営面積〉 205a	<ul style="list-style-type: none"> ・高設栽培導入による生産性向上と軽作業化 ・省力育苗システムの導入 ・優良品種の導入 ・自動開閉装置、自動灌水による省力化 ・鮮度維持管理(冷蔵庫の設置) ・作業の共同化、生産の組織化 ・出荷規格の適正化 ・土作りによる品質・収量の安定 ・水管理、施設管理の技術向上 ・疎植栽培による経費、労働時間の軽減 ・施設機械の有効利用 〈資本装備〉 連棟ハウス <ul style="list-style-type: none"> ・付帯施設・トラクター ・田植機・コンバイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析、能力の向上 ・青色申告の実施・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労災保険等への加入・農作業環境の改善
水稲 + メロン	〈作付面積等〉 水稲＝ 170a メロン＝ 35a	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・作業の共同化、生産組織の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料

<p>＋ キュウリ</p>	<p>キュウリ＝ 20a 〈経営面積〉 225a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良品種の導入 ・作型の適正化による品質・収量の安定 ・雨よけ栽培による品質・収量の安定 ・土作りによる品質・収量の安定・水管理、施設管理の技術向上 ・疎植栽培による経費、労働時間の軽減 ・施設機械の有効利用 <p>〈資本装備〉 共同機械の購入促進 トラクター・田植機・自脱型コンバイン・ハウス施設</p>	<p>己分析、能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<p>制、休日制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労災保険等への加入 ・農作業環境の改善
<p>水 稲 ＋ 栗 ＋ 繁殖牛</p>	<p>〈作付面積等〉 水稲＝ 230a 栗 ＝ 200a 繁殖牛 ＝ 5頭 〈経営面積〉 430 a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・受胎率の向上のための適正飼養管理技術の習得 ・老木園の改植による改善 ・作業の共同化、生産組織の強化 ・優良品種の導入 ・土作りによる品質・収量の安定 ・水管理、施設管理の技術向上 ・疎植栽培による経費、労働時間の軽減 ・施設機械の有効利用 <p>〈資本装備〉 共同機械の購入促進 トラクター・田植機 ・自脱型コンバイン・堆肥舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析、能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労災保険等への加入 ・農作業環境の改善

[法人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲 + かぼ	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲=1,000a かぼ= 800a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>1,800a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・品質の組合せによる作業の分散 ・ウイルスフリー苗の利用 <p>〈資本装備〉</p> <p>田植機(6条植) 1台</p> <p>トラクター(45PS) 1台</p> <p>コンバイン(4条刈) 2台</p> <p>動力噴霧器(6PS) 1台</p> <p>ライムソワー(245L) 1台</p> <p>選別機(3000/時) 1台</p> <p>堀取機(アタッチ式) 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営管理 ・青色申告の実施 ・経営の自己分析機能の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の導入 ・社会保険及び労災保険等への加入・休日制の導入

[協業経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲 + 野菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲=1,000a ナ = 100a メロ = 200a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>1,300a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による省力・低営農 ・優良品種導入と高品質栽培技術の導入 <p>〈資本装備〉</p> <p>田植機(6条植) 1台</p> <p>トラクター(45PS) 1台</p> <p>コンバイン(4条刈) 2台</p> <p>動力噴霧器(6PS) 1台</p> <p>灌水施設 一式</p> <p>単棟ハウス 一式</p> <p>管理機(6.2PS) 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営管理 ・青色申告の実施 ・経営の自己分析機能の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の導入 ・社会保険及び労災保険等への加入 ・休日制の導入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に水上村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、水上村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 類型設定の基準

ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり240万円程度

イ 目標労働時間・・・主たる従事者1人当たり2,000時間程度

[新規就農経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 ＋ 水稲 ＋ イチゴ	<作付面積等> 露地野菜＝15a 水稲＝100a イチゴ＝50a <経営面積> 165a	<ul style="list-style-type: none"> ・老木園の改植による改善 ・作業の共同化、生産組織の強化 ・優良品種の導入 ・土作りによる品質・収量の安定 ・水管理、施設管理の技術向上 ・疎植栽培による経費、労働時間の軽減 <資本設備> トラクター 自脱型コンバイン トラック 田植機 連棟ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村及び地域社会を維持していくことが重要である。このため、生産性と収益性が高く、持続的で発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

そこで、本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手について、経営規模や家族・法人などの経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、親元就農に加え、新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等に関する研修の実施等、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

その中でも、外部から新規就農を希望する者、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者については、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、関係機関の協力を仰ぎつつ村内の空き家等を活用した移住・定住の支援を行うとともに、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。このほか、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、外国人材や障がい者等のあらゆる人材を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な「人材」の総結集による総合的な人材確保に取り組む。

2 村が主体的に行う役割及び関係機関との連携の考え方

本村では、熊本県農業経営・就農支援センター（以下支援センターという。）や、県関係機関、農業協同組合等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農・経営相談や経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、青年農業者確保育成活動を推進する。

また、区域内の就農受け入れ組織（協議会、農業協同組合）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供を行う。

併せて、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、就農希望者とマッチングを行い、支援センターと連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：60%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね令和13年（2031年）とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

水上村では、水稲・野菜・畜産を主体とする複合型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進みつつあるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、メロン・イチゴを中心とした施設園芸と水稲による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化により、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

一方では、小規模な稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。

なお、山腹を利用した栗園も団地化しているが、高齢化や人口減少が進行する中で、

遊休化したものが増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

水上村では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法や林地化を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

水上村の農地利用のビジョン実現を図るため、大字単位で計画的な集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人熊本県農業公社及び水上村農業再生協議会等による連携体制を整備する。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

本村が策定した地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町村、農業委員会、土地改良区等が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

加えて、本村は全体的に中山間地であり、慢性的な担い手不足となっているため、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進に加えて、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図っていく。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即すとともに、地域計画の達成に資するよう、かつ本村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を行い、下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農業経営基盤強化促進法第18条の協議の場の設置の方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他同法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 利用権の設定等の推進事業
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 岩野地区の平坦部及び湯山地区の農地集中地帯においては、高能率な生産基盤条件の形成を活かし、農地中間管理事業の実施を促進する事業を重点的にを行い、担い手が連動的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、法人化の啓発に努め、必要に応じ、指導、助言を行う。

以下、各個別事業毎に述べる。

- 1 農業経営基盤強化促進法第18条の協議の場の設置の方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他同法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 地域計画推進事業

水上村は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の積極的なブラッシュアップに努め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画の策定に協力する。

② 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、その内容によって農業者だけでなく、**本村**や農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県等関係者の参画を図るため、協議の場を集落ごとに調整し周知を図る。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域について、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

④ その他農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本村は、地域計画の目標の達成に当たっては、熊本県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権の設定等の推進事項

利用権の設定等については、地域計画の達成に資するよう、かつ、本村の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域全体の農業の発展を図られるよう、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施による農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見書を提出する。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 本村は、水上村の全域又は一部を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人熊本県農業公社との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 水上村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び水上村農業再生協議会等は農地中間管理事業を促進するため、公益財団法人熊本県農業公社に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

(3) 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理事業に対し要請するものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農

用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整や大字や校区単位）とするものとする。なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を本村に提出して、農用地利用規程

について水上村の認定を受けることができる。

② 水上村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の1に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 水上村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を水上村の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 水上村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地

について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の制定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本村は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県南広域本部球磨地域振興局農業・普及振興課、水上村農業委員会、球磨地域農業協同組合、公益財団法人熊本県農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

5 球磨地域農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 球磨地域農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 球磨地域農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

球磨地域農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、ファームサービス事業体等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 公益財団法人熊本県農業公社が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 本村は、県下一円を区域として特例事業を行う公益財団法人熊本県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 本村と、農業委員会、農業協同組合は、公益財団法人熊本県農業公社が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、公益財団法人熊本県農業公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 農業用水の確保など営農作業の効率化を進めると共に、施設園芸作物の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- イ 有害鳥獣（鹿等）による農作物の被害防止のため獣類防止資材を設置し、農作物収量の安定化を図ることとする。
- ウ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- エ 生活環境の整備を図り、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

水上村は、農業委員会、球磨地域農業協同組合、水上村認定農業者会、公益財団法人熊本県農業公社、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4に掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を積極的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、球磨地域農業協同組合及び公益財団法人熊本県農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、水上村農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努め、協力及び推進に配慮する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターや熊本県南広域本部球磨地域振興局農業・普及振興課、球磨地域農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業大学校や農業機械メーカー等が行うスマート農業講習会のような時代に合った農業体験学習を実施して、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本村が主体となって人吉球磨の高等学校や熊本県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、球磨地域農業共同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

また、経営開始に当たって、地域計画への位置付けを促すとともに、国の経営開始資金や青年等就農資金を積極的に活用し、就農初期の収入が不安定な機関の経営安定を支援する。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために水上村新規就農者交流会への参加を促すとともに、水上村認定農業者会との交流の機会を設ける。また、商工会や水の上の市場出荷協議会とも連携して、第三セクター運営水の上の市場物産館への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

また、「熊本県農業経営・就農センター」と連携した農地や農業用施設等の継承 資源の活用による円滑な就農定着を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、熊本県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課による球磨地域管内の直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、球磨地域農業協同組合が運営する直売施設Aコープへ

の出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課、JA組織、水上村認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、公益財団法人熊本県農業公社など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。
2. この基本構想は、令和4年3月8日から施行する。
3. この基本構想は、令和5年9月13日から施行する。
4. この基本構想は、令和8年3月25日から施行する。